

(趣旨)

第1条 この規則は、租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下「法」という。)第28条の4第3項第5号から第7号まで(第5号口を除く。)、第31条の2第2項第13号八及び第14号二、第62条の3第4項第13号八及び第14号二、第63条第3項第5号から第7号まで(第5号口を除く。)並びに第68条の69第3項第5号から第7号まで(第5号口を除く。)の規定に基づく認定に関する事務について、必要な事項を定めるものとする。

(優良宅地の認定の申請)

第2条 法第28条の4第3項第5号イ若しくは第7号イ、第31条の2第2項第13号八、第62条の3第4項第13号八、第63条第3項第5号イ若しくは第7号イ又は第68条の69第3項第5号イ若しくは第7号イの規定に基づく優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定(以下「優良宅地の認定」という。)を受けようとする者は、優良宅地認定申請書(様式第1号)に、次に掲げる図書を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 造成区域位置図
- (2) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)の規定による換地処分によって従前の宅地とみなされた換地たる宅地以外の宅地については、設計説明書(様式第2号)及び設計図
- (3) 宅地造成に関する法令関係調書(様式第3号)
- (4) 造成区域内の土地の登記簿謄本
- (5) 造成区域内の土地の公図の写し
- (6) 優良宅地の認定を受けようとする者が、土地区画整理法第3条第2項に規定する土地区画整理組合との契約に基づき土地区画整理組合に代わって土地区画整理事業の施行に関する事業を行う者であるときは、租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)第13条の3第8項第2号口及び第21条の19第9項第2号口の規定に基づく認定を受けたことを証する書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 前項第1号の造成区域位置図は、縮尺5,000分の1の航空地図とし、造成区域の位置を朱色で表示した地形図でなければならない。この場合において、当該造成区域の全部又は一部が、土地区画整理事業の施行区域内にあるときは、当該施行区域の位置も併せて表示しなければならない。

3 第1項第2号の設計図は、次の表に定めるところにより作成したものでなければならない。

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
現況図	(1) 方位 (2) 地形	1,000分の1 以上	(1) 等高線は2メートルの標高差を示

	<ul style="list-style-type: none"> (3) 造成区域の境界 (4) 造成区域内及びその周辺の公共・公益施設の位置及び形状 (5) 道路・水路及び河川の幅員 (6) 道路交差点の地盤高 		<p>すものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (2) 造成区域の境界は朱色で表示すること。 (3) 造成区域周辺の土地利用状況を図示すること。
土地利用計画図	<ul style="list-style-type: none"> (1) 方位 (2) 造成区域の境界 (3) 公共施設の位置及び形状 (4) 予定建築物の敷地の形状 (5) 敷地に係る予定建築物の用途 (6) 公益的施設の位置 (7) 造成区域内外の道路の位置，形状，及び幅員 	1,000 分の 1 以上	<ul style="list-style-type: none"> (1) 造成区域の境界は朱色で表示すること。 (2) 道路の幅員については現況幅員，セットバック幅員及びセットバック後の幅員を道路折点ごとに明示すること。
造成計画平面図	<ul style="list-style-type: none"> (1) 方位 (2) 造成区域の境界 (3) 切土又は盛土をする土地の部分 (4) 擁壁の位置，種類及び高さ (5) 道路の位置，形状，幅員，勾配，道路の中心線，延長及び交差点の計画高 (6) 調整池の位置及び形状 (7) 敷地の形状及び計画高 (8) がけ(地表面が水平面に対し 30 度を 超える角度をなす土地で硬岩盤(風化の著 しいものを除く。)以外のものをいう。以 下同じ。)及びのり面の位置及び形状 	1,000 分の 1 以上	<ul style="list-style-type: none"> (1) 造成区域の境界は朱色で表示すること。 (2) 切土部は黄色の淡色で，盛土部は緑色の淡色で表示すること。
造成計画縦横断面図	<ul style="list-style-type: none"> (1) 区域境界位置 (2) 基準線 (3) 現地盤面と計画地盤面(高) (4) 切土部 	1,000 分の 1 以上	<ul style="list-style-type: none"> (1) 現況線は細く，計画線は太く表示すること。 (2) 切土部は黄色の

	<ul style="list-style-type: none"> (5) 盛土部 (6) がけ, 擁壁及び道路の位置及び形状 (7) 暗渠等構造物の位置 		<p>淡色, 盛土部は緑色の淡色で表示すること。</p> <p>(3) 区域境界付近の図示に必要な範囲の外周区域を包括したものであること。</p>
排水施設計画平面図	<ul style="list-style-type: none"> (1) 方位 (2) 造成区域の境界 (3) 排水区域の区域界 (4) 排水施設の位置, 種類, 材料, 形状, 内のり寸法及び勾配 (5) 水の流れの方向 (6) 吐口の位置 (7) 放流先の名称 (8) 調整池の位置及び形状 (9) 人孔の位置及び人孔間距離 (10) 敷地の形状及び計画高 (11) 道路, 公園その他の公共施設の敷地の計画高 (12) のり面(がけを含む)又は擁壁の位置及び形状 	500分の1以上	<p>(1) 造成区域内の境界は朱色で表示すること。</p> <p>(2) 放流先図示に必要な範囲の外周区域を包括したものであること。</p>
給水施設計画平面図	<ul style="list-style-type: none"> (1) 方位 (2) 造成区域の境界(朱書き) (3) 給水施設の位置, 形状及び内のり寸法 (4) 取水方法 (5) 消火栓の位置 (6) 予定建築物の敷地の形状 	500分の1以上	<p>(1) 排水施設計画平面図にまとめて図示してもよい。</p> <p>(2) 造成区域の境界は朱色で表示すること。</p> <p>(3) 取水方法及び位置の図示に必要な範囲の外周区域を包括したものであること。</p>

がけの断面図	<ul style="list-style-type: none"> (1) がけの記号 (2) がけの高さ及び勾配 (3) 土質(土質の種類が 2 以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ) (4) がけ面の保護の方法 (5) 現地盤面 (6) がけの前後の地盤面 (7) 小段の位置及び幅 	50 分の 1 以上	<ul style="list-style-type: none"> (1) 切土は 2 メートルを超えるがけ、盛土 1 はメートルを超えるがけ、切土と盛土とを合わせて 2 メートルを超えるがけについて作成すること。 (2) 擁壁で覆われたがけ面については、土質に関する事項は、示すことを要しない。 (3) 現況線は細く、計画線は太く表示すること。
擁壁の断面図	<ul style="list-style-type: none"> (1) 擁壁の記号 (2) 擁壁の寸法及び勾配 (3) 擁壁の材料の種類及び寸法 (4) 裏込めコンクリートの寸法 (5) 透水層の位置及び寸法 (6) 擁壁を設置する前後の地盤面 (7) 基礎地盤の土質 (8) 基礎ぐいの位置、材料及び寸法 (9) 鉄筋の位置及び径 (10) 水抜穴の位置 	50 分の 1 以上	<ul style="list-style-type: none"> (1) 鉄筋コンクリートのときは配筋図を添付すること。 (2) 水抜穴は直径 75 ミリメートルで、3 平方メートル以内に 1 箇所設置すること。
造成区域及び宅地区画の実測図	<ul style="list-style-type: none"> (1) 方位 (2) 造成区域の面積 (3) 道路、水路、公園、広場等の公共・公益的施設を区分した空地の面積 	1,000 分の 1 以上	

4 第 1 項の規定による申請は、当該申請が法第 28 条の 4 第 3 項 5 号イ、第 31 条の 2 第 2 項第 13 号八、

第 62 条の 3 第 4 項第 13 号八，第 63 条第 3 項第 5 号イ又は第 68 条の 69 第 3 項第 5 号イの規定に基づく認定（以下「第 1 種優良宅地の認定」という。）の申請であるときは当該宅地の造成に着手する前に，法第 28 条の 4 第 3 項 7 号イ，第 63 条第 3 項第 7 号イ又は第 68 条の 69 第 3 項第 7 号イの規定に基づく認定（以下「第 2 種優良宅地の認定」という。）の申請であるときは当該宅地の造成が完了した後に行わなければならない。

5 前項の規定にかかわらず，第 1 項の規定による申請が土地区画整理法第 103 条第 1 項の規定による換地処分により取得した宅地の造成に係る優良宅地の認定（法第 31 条の 2 第 2 項第 13 号八及び第 62 条の 3 第 4 項第 13 号八の規定に基づく認定を除く。）の申請であるときは，同条第 4 項の規定による公告があった日以後に行わなければならない。ただし，同法第 98 条第 1 項の規定により仮換地の指定がされた土地で，既に宅地の造成が完了し，かつ，同法第 103 条第 1 項の規定による換地処分により申請者が取得することが確実であると認められるものについては，この限りでない。

（優良宅地の基準）

第 3 条 市長は，前条第 1 項の規定による申請があった場合において，当該申請に係る宅地の造成が優良宅地認定基準（昭和 54 年建設省告示第 767 号をいう。）に適合していると認めるときは，優良宅地の認定をするものとする。

（優良宅地認定書等の交付）

第 4 条 市長は，前条の規定により優良宅地の認定をしたときは，優良宅地認定書（様式第 4 号）を，当該認定をしないこととしたときは，優良宅地不適合通知書（様式第 5 号）を申請者に交付するものとする。

（造成計画の変更）

第 5 条 第 1 種優良宅地の認定を受けた者は，当該認定に係る宅地の造成の計画を変更しようとするときは，新たに第 2 条第 1 項に規定する優良宅地の認定を受けなければならない。ただし，次に掲げる軽微な変更をしようとするときは，この限りでない。

(1) 街区の境界又は道路，広場，排水施設等の位置若しくは形状の軽微な変更

(2) 工事の仕様に係る設計の変更

（造成工事の廃止）

第 6 条 第 1 種優良宅地の認定を受けた者は，当該認定に係る宅地の造成に関する工事を廃止したときは，遅滞なく，造成工事廃止届（様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。

（地位の承継の届出）

第 7 条 第 1 種優良宅地の認定を受けた者の相続人その他の一般承継人又は第 1 種優良宅地の認定を受けた者から当該認定に係る宅地の造成区域内の土地の所有権その他当該造成を施行する権原を取得した者（法第 31 条の 2 第 2 項第 13 号八又は法第 62 条の 3 第 4 項第 13 号八の規定に基づく認定にあつては，それぞれ当該各号本文に規定する個人又は法人に限る。）は，次条第 1 項の規定により優良宅地証明書の交付の申請をするまでの間に，地位承継届（様式第 7 号）により市長に届け出て，その地位を承継することができる。

(優良宅地証明書の交付)

第8条 第1種優良宅地の認定を受けた者は、当該認定に係る宅地の造成区域(工区を分けた場合は、当該工区の区域)の全部について当該宅地の造成が完了した場合において、その造成が、当該認定の内容に適合していることの証明を受けようとするときは、優良宅地証明申請書(様式第8号)により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に係る宅地の造成が第1種優良宅地の認定の内容に適合して行われたものと認めるときは、優良宅地証明書(様式第9号)を申請者に交付するものとする。

(都市計画法の開発許可を受けた宅地の造成の特例)

第9条 第4条の規定にかかわらず、市長は、第2条第1項の規定による申請に係る宅地の造成が、都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可を受けたもの(その造成区域の面積が1,000平方メートル未満のものに限る。)である場合で、申請者の請求があるときは、第4条に規定する優良宅地認定書の交付に代えて、同法第36条第2項の検査済証の写しに、第2種優良宅地の認定をする旨を明記したものを申請者に交付するものとする。

(優良住宅認定申請の手続)

第10条 法第28条の4第3項第6号若しくは第7号口、第31条の2第2項第14号二、第62条の3第4項第14号二、第63条第3項第6号若しくは第7号口又は第68条の69第3項第6号若しくは第7号口の規定に基づく優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定(以下「優良住宅の認定」という。)を受けようとする者は、優良住宅認定申請書(様式第10号)に、次に掲げる図書を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 住宅位置図
- (2) 設計図書
- (3) 住宅の建築に関する法令関係調書(様式第11号)
- (4) 新築された住宅の敷地の用に供された一団の宅地に係る土地の登記簿謄本
- (5) 新築された住宅の敷地の用に供された一団の宅地に係る土地の公図の写し
- (6) 請負契約書の写しその他住宅の建築費の証明となるもの
- (7) 住宅建築費算定書(様式第12号)
- (8) 当該建築物の販売用のカタログ、パンフレット等各住戸の用途が確認できる書類
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 前項第2号の設計図書は、次の表に定めるところにより作成したものでなければならない。

図書の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
配置図	(1) 方位 (2) 敷地の境界線	200分の1以上	

	<ul style="list-style-type: none"> (3) 敷地内における建築物の位置 (4) 申請に係る建築物と他の建築物との別 (5) 擁壁，井戸及びし尿浄化槽の位置 (6) 敷地の接する道路の位置及び幅員 (7) 都市施設の位置 (8) 敷地と道路及び周辺敷地の高低差並びに後退道路の境界くいの位置 		
各階平面図	<ul style="list-style-type: none"> (1) 方位 (2) 間取り (3) 各室の用途 (4) 壁及び筋かいの位置及び種類 (5) 通し柱及び開口部の位置 (6) 台所等の設備 (7) 床面積の計算上必要な事項 	200分の1以上	居住室，台所，水洗便所，洗面設備，浴室等の内部設備及び収納設備を記入すること。
し尿浄化槽の見取図	し尿浄化槽の形状，構造及び大きさ		
敷地面積求積図	宅地の求積図及び面積計算表	500分の1以上	道路，公園等の公共施設は，別個に求積し計算すること。
床面積求積図	<ul style="list-style-type: none"> (1) 各戸及び各階ごとに居住の用に供する部分とそれ以外の部分との別 (2) 専用部分と共用部分との別 (3) 住宅部分と非住宅部分との別 (4) 延べ床面積 (5) 各階ごとの床面積 (6) 共用部分が家屋の延べ床面積に占める比率 (7) その他住宅の居住の用に供する部分を算定するために必要な事項 		

3 第1項の規定による申請は，住宅の新築の工事が完了した後に行わなければならない。ただし，法第31条の2第2項第14号二又は第62条の3第4項第14号二の規定に基づく優良住宅の認定の申請について

は、住宅の新築の工事に着手した後であって、かつ、当該認定が可能な程度に工事が進んでいる場合においては、工事が完了する前においても行うことができる。

4 前項ただし書の規定により住宅の新築の工事が完了する前に法第 31 条の 2 第 2 項第 14 号二又は第 62 条の 3 第 4 項第 14 号二の規定に基づく優良住宅の認定を受けた者で、当該工事が完了した後に法第 28 条の 4 第 3 項第 6 号若しくは第 7 号口、第 63 条第 3 項第 6 号若しくは第 7 号口又は第 68 条の 69 第 3 項第 6 号若しくは第 7 号口の規定に基づく優良住宅の認定を受けようとするものは、優良住宅認定申請書に、次に掲げる図書を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 第 12 条に規定する優良住宅認定書の写し
 - (2) 新築された住宅の敷地の用に供された一団の宅地に係る土地の登記簿謄本
 - (3) 新築された住宅の敷地の用に供された一団の宅地に係る土地の公図の写し
 - (4) 建築基準法第 7 条第 5 項又は第 7 条の 2 第 5 項の規定による検査済証の写し
 - (5) 法第 31 条の 2 第 2 項第 14 号二又は第 62 条の 3 第 4 項第 14 号二の規定に基づく優良住宅の認定を受けた後の設計上の変更事項等に関する書類
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- (優良住宅の認定の基準)

第 11 条 市長は、前条第 1 項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る住宅の新築が優良住宅認定基準(昭和 54 年建設省告示第 768 号をいう。)に適合していると認めるときは、優良住宅の認定をするものとする。

(優良住宅認定書の交付)

第 12 条 市長は、前条の規定により優良住宅の認定をしたときは、優良住宅認定書(様式第 13 号)を、認定をしないこととしたときは、優良住宅不適合通知書(様式第 14 号)を申請者に交付するものとする。

(申請書等の提出部数)

第 13 条 この規則の規定に基づき市長に提出する書類等の部数は、2 部とする。

(委任)

第 14 条 この規則の施行について必要な事項は、建築局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、既に交付された優良宅地の認定をしたことを証する書類については、第 4 条に規定する優良宅地認定書とみなす。

優良宅地認定申請書		
(あて先) 福岡市長		年 月 日
申請者 住所 氏名 印 【法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名】 【本人による署名の場合、押印の必要はありません。】		
租税特別措置法	{ 第28条の4第3項第5号イ・第7号イ 第31条の2第2項第13号八 第62条の3第4項第13号八 第63条第3項第5号イ・第7号イ 第68条の69第3項第5号イ・第7号イ }	の規定に基づき、優良な
宅地の供給に寄与する宅地の造成であることの認定を申請します。		
造成宅地の概要	1 宅地造成区域に含まれる地域の名称	福岡市 区
	2 宅地造成区域の面積	平方メートル
	3 宅地の用途	
	4 工事着手予定年月日	年 月 日
	5 工事完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	
注意事項 1 印の欄は、記入しないでください。 2 宅地造成区域の面積が1,000平方メートル未満の場合は、「4 工事着手予定年月日」及び「5 工事完了予定年月日」の欄は、記入不要です。 3 宅地造成を行うことにつき、関係法令による許可、認可等を要する場合は、「6 その他必要な事項」の欄に、その手続の状況を記入して下さい。		
手数料	金	円也
特記		受 付

様式第 2 号

設 計 説 明 書								
設計者 住所 氏名 電話番号								
設計の方針	造成の目的							
	基本方針							
地域地区等	ア 市街化区域 イ 市街化調整区域				用途地 域等			
	宅地造成工事規制区域			内・外	その他			
造成区域内の 土地の現況	地目区分	宅地	農地	山林	里道水路等国有地	その他	合計	
	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
	比率	%	%	%	%	%	100%	
土地利用計画	区分	建築物敷地		公共施設用地			その他	合計
		一般宅地	公益的施設	道路	公園	その他		
	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	比率	%	%	%	%	%	%	100%
公益的施設の 整備計画	施設の名称							
	敷地面積		m ²	管理者				
	整備計画（建設時期等）							
使用水の種類	ア 水道		イ 井戸水		ウ 水道・井戸水併用			
消防水利施設	ア 消火栓	カ 力所	イ 貯水槽	キ 基	ク その他			
予定戸数	戸		計画人口		人	人口密度	人/ha	
<p>注意事項</p> <p>1 「造成の目的」の欄には、住宅地分譲、社員住宅、工場建設等の区分を記入してください。</p> <p>2 「基本方針」の欄には、計画上周辺地との関連や施行地の問題で特に注意した事項を記入してください。</p> <p>3 「公益的施設の整備計画」の欄には、都市計画法第 29 条第 1 項第 3 号及び都市計画法施行令第 27 条の公益的施設について記入してください。</p> <p>4 「造成区域内の土地の現況」及び「土地利用計画」の欄については造成区域を工区に分割したときは、工区別の内訳表を添付してください。</p>								

様式第3号

宅地造成に関する法令関係調書		
宅地造成等 規制法	認可年月日	年 月 日
	番 号	第 号
	検査済証交付年月日	年 月 日
	番 号	第 号
農 地 法	農地転用許可年月日	年 月 日
	番 号	第 号
森 林 法	許可年月日	年 月 日
	番 号	第 号
自然公園法	許可年月日	年 月 日
	番 号	第 号
自然環境 保 全 法	許可年月日	年 月 日
	番 号	第 号
その他関係法令		

第 年 月 号
日

優良宅地認定書(造成着手前・造成後)

福岡市長



下記の宅地の造成は、租税特別措置法

第28条の4第3項第5号イ・第7号イ
第31条の2第2項第13号ハ
第62条の3第4項第13号ハ
第63条第3項第5号イ・第7号イ
第68条の6第3項第5号イ・第7号イ

に規定する優良な宅地の供給に寄与するものであると認定します。

記

1 造成区域又は工区に含まれる地域の名称

2 宅地造成区域の面積

平方メートル

3 宅地の用途

4 認定を受けた者の住所及び氏名

第 年 月 号
年 月 日

優良宅地不適合通知書

福岡市長



下記の宅地の造成は、租税特別措置法に規定する優良な宅地の供給に寄与するものとは認められないので、その旨通知します。

記

1 造成区域又は工区に含まれる地域の名称

2 宅地造成区域の面積

平方メートル

3 宅地の用途

4 申請をした者の住所及び氏名

5 該当条項及び不適合の理由

備考 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に、福岡県知事に審査請求をすることができます。

造成工事廃止届

年 月 日

(あて先) 福岡市長

申請者

住所

氏名

?

【法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名】

【本人による署名の場合、押印の必要はありません。】

年 月 日付け第 号をもって認定を受けた宅地の造成に関する工事を
下記のとおり廃止したので届け出ます。

記

- 1 宅地の造成に関する工事を廃止した年月日 年 月 日
- 2 宅地の造成に関する工事の廃止に係る地域の名称
- 3 宅地の造成に関する工事の廃止に係る地域の面積 平方メートル

地位承継届

年 月 日

(あて先) 福岡市長

届出者(承継人)

住所

氏名 ?

【法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名】

【本人による署名の場合、押印の必要はありません。】

年 月 日付け第 号をもって認定を受けた宅地の造成について、下記のとおり、認定に基づく地位を承継したので届け出ます。

記

- 1 承継年月日 年 月 日
- 2 被承継人の住所及び氏名
- 3 承継の原因

優良宅地証明申請書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

申請者

住所

氏名

?

【法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名】

【本人による署名の場合、押印の必要はありません。】

租税特別措置法 { 第 2 8 条の 4 第 3 項第 5 号イ
第 3 1 条の 2 第 2 項第 1 3 号八
第 6 2 条の 3 第 4 項第 1 3 号八
第 6 3 条第 3 項第 5 号イ
第 6 8 条の 6 9 第 3 項第 5 号イ } の規定に基づき、 年 月 日

付け第 号をもって認定を受けた宅地造成につき、認定の内容に適合している旨の証明を申請します。

第 年 月 号
年 月 日

優良宅地証明書

福岡市長

?

下記の宅地の造成は、 年 月 日付け第 号をもって認定した内容に
適合していることを証明します。

記

1 宅地造成区域又は工区に含まれる地域の名称

2 宅地造成区域の面積

平方メートル

3 証明を受けた者の住所及び氏名

<p style="margin: 0;">優良住宅認定申請書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">(あて先) 福岡市長</p> <p style="margin: 10px 0 0 100px;">申請者</p> <p style="margin: 10px 0 0 100px;">住所</p> <p style="margin: 10px 0 0 100px;">氏名 ?</p> <p style="margin: 10px 0 0 100px;">【法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名】</p> <p style="margin: 10px 0 0 100px;">【本人による署名の場合、押印の必要はありません。】</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 10px 0;"> <div style="text-align: center; margin-right: 10px;"> <p>租税特別措置法</p> </div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p>第 28 条の 4 第 3 項第 6 号・第 7 号口</p> <p>第 31 条の 2 第 2 項第 14 号二</p> <p>第 62 条の 3 第 4 項第 14 号二</p> <p>第 63 条第 3 項第 6 号・第 7 号口</p> <p>第 68 条の 69 第 3 項第 6 号・第 7 号口</p> </div> <div style="margin-left: 10px;"> <p>の規定に基づき、</p> </div> </div> <p style="margin: 10px 0 0 0;">優良な住宅の供給に寄与するものであることの認定を申請します。</p>		
住宅 新築 事業 の 概要	1 新築住宅の所在地及び名称	福岡市 区
	2 新築住宅の戸数	戸 (総戸数 戸)
	3 住宅の床面積	平方メートル
	4 住宅の敷地面積	平方メートル
	5 住宅の構造	
	6 住宅の建築費	万円/3.3 平方メートル(消費税抜・込)
	7 都市計画区域の名称	
	8 中高層耐火共同住宅の階数	
摘要		
手数料	金 円也	受 付
特記		

注意事項

- 1 の欄は、記入しないで下さい。
- 2 住宅が、1棟の家屋の居住の用に供するために独立的に区分された一の部分である場合は、住宅以外の部分も含め、各独立部分について床面積表(付表1)に記入し、この申請書の「3 住宅の床面積」及び「4 住宅の敷地面積」の欄には、当該1棟の床面積及びその敷地面積を記入してください。また、「2 新築住宅の戸数(総戸数)」の欄には、住宅以外の独立部分の数を含めた総戸数を記入してください。
- 3 「5 住宅の構造」の欄には、耐火、準耐火及びその他の区分を記入してください。
- 4 申請が租税特別措置法第31条の2第2項第14号二又は第62条の3第4項第14号二の規定に基づくものでない場合には、「7 都市計画区域の名称」及び「8 中高層耐火共同住宅の階数」の欄への記入は不要です。また、同法第31条の2第2項第14号二又は第62条の3第4項第14号二の規定に基づくものであっても、中高層耐火共同住宅の申請でない場合は「8 中高層耐火共同住宅の階数」への記入は不要です。
- 5 申請が同法第31条の2第2項第14号二又は第62条の3第4項第14号二の規定に基づく一団の住宅に係るものである場合は、それぞれの住宅について付表2に記入し、この申請書の「1 新築住宅の所在地及び名称」、「3 住宅の床面積」及び「4 住宅の敷地面積」の欄には当該一団の住宅の所在地及び名称、床面積の合計及び敷地面積を記入してください。また「5 住宅の構造」及び「6 住宅の建築費」への記入は不要です。
- 6 申請が既に租税特別措置法第31条の2第2項第14号二又は第62条の3第4項第14号二の規定に基づく認定を受けた住宅についての同法第28条の4第3項第6号若しくは第7号口、第63条第3項第6号若しくは第7号口又は第68条の69第3項第6号若しくは第7号口の規定に基づく認定の申請である場合は、その旨並びに既に受けた認定の年月日及び番号を摘要欄に記入してください。
- 7 住宅が建築基準法施行規則別記第二号様式に規定する高床式住宅である場合は、床下部分以外の部分の面積を「3 住宅の床面積」及び付表2の床面積欄に記入してください。
- 8 「6 住宅の建築費」の欄の()内の消費税抜・消費税込の別については、建築費の算定方式に応じ該当するものにつけること。申請が租税特別措置法第31条の2第2項第14号二又は第62条の3第4項第14号二の規定に基づく一団の住宅に係るものである場合は、建築費の算定方式に応じ、付表2の「住宅の建築費」欄の()内の消費税抜・消費税込のいずれかにつけてください。

付表1

住 宅 の 床 面 積					
住宅番号	専有部分の床面積		共用部分 の床面積	計	備考
	居住の用に 供する部分 の床面積	居住の用に 供する部分 以外の部分 の床面積			

	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	
計	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	

付表 2

住宅番号	住宅の所在地	住宅の戸数	住宅の床面積	住宅の敷地面積	住宅の構造	住宅の建築費
		戸	平方メートル	平方メートル		万円/3.3 平方メートル (消費税抜・込)
計		戸	平方メートル	平方メートル		

様式第 11 号

住宅の建築に関する法令関係調書		
建築基準法	建築確認年月日 番 号	年 月 日 第 号
建築士法	設 計 者	事務所名 登録番号
	工事監理者	事務所名 登録番号
建設業法	施工業者名 登録番号	
宅地建物 取引業法	事務所名 免許年月日 番 号	年 月 日 第 号
そ の 他 関係法令		

様式第 12 号

住 宅 建 築 費 算 定 書	
A 工事請負費	
B 除外工事費	
C 住宅建築費 (A - B)	
D 建築費算定 該 当 面 積	該当家屋延面積 該当家屋外延面積 _____ 計
E (= C / D) <u>住宅建築費</u> 建築費算定該当面積 3.3 平方メートル当たり	(消費税抜)
	(消費税込)

第 年 月 号 日

優良住宅認定書

福岡市長



下記の住宅の新築は、租税特別措置法

第 2 8 条の 4 第 3 項第 6 号・第 7 号口
第 3 1 条の 2 第 2 項第 1 4 号二
第 6 2 条の 3 第 4 項第 1 4 号二
第 6 3 条第 3 項第 6 号・第 7 号口
第 6 8 条の 6 9 第 3 項第 6 号・第 7 号口

に

規定する優良な住宅の供給に寄与するものであると認定します。

- 1 新築住宅の所在地及び名称
- 2 住宅の敷地の地番
- 3 住宅の床面積
- 4 認定を受けた者の住所及び氏名

平方メートル

第 年 月 号
年 月 日

優良住宅不適合通知書

福岡市長



下記の住宅の建築は、租税特別措置法に規定する優良な住宅の供給に寄与するものとは認められないので、その旨通知します。

記

- 1 新築住宅の所在地及び名称
- 2 住宅の敷地の地番
- 3 住宅の床面積
- 4 申請者の住所及び氏名
- 5 該当条項及び不適合の理由

平方メートル

備考 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に、福岡県知事に審査請求をすることができます。